

平成 30 年 3 月
浜田市議会定例会議案

平成 30 年 2 月 22 日

平成 30 年 3 月浜田市議会定例会付議事件

議 案

- 議案第 1 号 浜田市情報公開条例及び浜田市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 号 浜田市コミュニティー防災センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 号 浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 号 浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 浜田市市民生活安定化基金条例の制定について
- 議案第 7 号 浜田市市有財産有効活用推進基金条例の制定について
- 議案第 8 号 浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 浜田市障がいのある人もない人も共に生きることが出来るまちづくり条例の制定について
- 議案第 12 号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13 号 浜田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 14 号 浜田市地域集会施設等条例の一部を改正する条例について
- 議案第 15 号 浜田市林業地域給水施設条例を廃止する条例について
- 議案第 16 号 浜田市広島 P R センター条例を廃止する条例について
- 議案第 17 号 浜田市美又温泉会館条例の一部を改正する条例について
- 議案第 18 号 浜田市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 19 号 浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 20 号 市道路線の廃止について（七条 25 号線外）
- 議案第 21 号 市道路線の認定について（七条 25 号線外）
- 議案第 22 号 浜田市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議案第 23 号 平成 29 年度浜田市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 24 号 平成 29 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 25 号 平成 29 年度浜田市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 26 号 平成 29 年度浜田市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 議案第 27 号 平成 29 年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 28 号 平成 29 年度浜田市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 29 号 平成 29 年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 30 号 平成 29 年度浜田市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 31 号 平成 30 年度浜田市一般会計予算
- 議案第 32 号 平成 30 年度浜田市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 30 年度浜田市駐車場事業特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 30 年度浜田市公設水産物仲買売場特別会計予算
- 議案第 35 号 平成 30 年度浜田市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 36 号 平成 30 年度浜田市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 37 号 平成 30 年度浜田市漁業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 38 号 平成 30 年度浜田市生活排水処理事業特別会計予算
- 議案第 39 号 平成 30 年度浜田市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 40 号 平成 30 年度浜田市水道事業会計予算
- 議案第 41 号 平成 30 年度浜田市工業用水道事業会計予算
- 同意第 1 号 浜田市教育委員会教育長の任命について

報 告

- 報告第 1 号 専決処分の報告について (事故の損害賠償の額の決定)
- 報告第 2 号 専決処分の報告について (事故の損害賠償の額の決定)

議案第 1 号

浜田市情報公開条例及び浜田市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

浜田市情報公開条例及び浜田市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市情報公開条例及び浜田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(浜田市情報公開条例の一部改正)

第1条 浜田市情報公開条例（平成17年浜田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「であって、」の次に「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により」を加える。

第8条第2項中「うち、」の次に「氏名、生年月日その他の」を加える。

第12条第3項中「から」の次に「起算して」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

(浜田市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 浜田市個人情報保護条例（平成17年浜田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 個人情報 個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条第7号中「識別され、又は認識され得る」を「識別される」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を削り、同号を同条第6

号とし、同条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 要配慮個人情報 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 2 条第 4 項に規定する要配慮個人情報をいう。

第 6 条第 2 項中「思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第 13 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 要配慮個人情報を取り扱うときは、その旨

第 16 条第 3 号中「であって、」の次に「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により」を、「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第 17 条第 2 項中「うち、」の次に「氏名、生年月日その他の」を、「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

浜田市コミュニティー防災センター条例の一部を改正する条例について

浜田市コミュニティー防災センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市コミュニティー防災センター条例の一部を改正する条例

浜田市コミュニティー防災センター条例（平成 17 年浜田市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表下府コミュニティー防災センターの項の前に次のように加える。

上府コミュニティー防災センター	浜田市上府町イ 593 番地 14
-----------------	-------------------

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 号

浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例について

浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例

浜田市防災行政無線施設条例（平成 18 年浜田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 3 受信設備（浜田自治区）の部旧浜田ガス（株）敷地の項を次のように改める。

浜田ガス（株）敷地	浜田市港町 309 番地 2
-----------	----------------

別表第 1 3 受信設備（浜田自治区）の部浜田学校給食センター敷地の項の次に次のように加える。

生湯 3 町内公民館付近	浜田市生湯町 1137 番地 1
長沢町二反田	浜田市長沢町 688 番地 12

別表第 1 3 受信設備（浜田自治区）の部三宮児童公園の項の次に次のように加える。

西部運転免許センター付近	浜田市竹迫町 2803 番地 1
--------------	------------------

別表第 1 3 受信設備（浜田自治区）の部石見公民館細谷分館付近の項の次に次のように加える。

三階町西岡	浜田市三階町 2039 番地 9
-------	------------------

別表第 1 3 受信設備（浜田自治区）の部マリン交流センター敷地の項の次に次のように加える。

石原団地	浜田市熱田町 887 番地 41
------	------------------

別表第 1 3 受信設備（浜田自治区）の部内田県営住宅敷地の項を次のように改める。

内田市営住宅敷地	浜田市内田町 359 番地 3
----------	-----------------

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 3 受信設備（浜田自治区）の部旧浜田ガス（株）敷地の項及び内田県営住宅敷地の項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例について

浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例

浜田市生活路線バス条例（平成 19 年浜田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（運行路線等）

第 2 条 生活路線バスの運行路線、運行区間及び運行日は、別表第 1 に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、運行区間又は運行日を変更することができる。

2 生活路線バスの運行回数、停留所及び運行時刻は、規則で定める。

第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項第 1 号中「別表第 1」を「別表第 2」に改め、同項第 3 号中「別表第 2」を「別表第 3」に改め、同条を第 3 条とし、第 5 条を第 4 条とし、第 6 条から第 10 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

別表第 2 中「第 4 条」を「第 3 条」に改め、同表を別表第 3 とする。

別表第 1 中「第 4 条」を「第 3 条」に改め、同表旭路線の部木田線、和田線及び瑞穂線の項中「、和田線」を削り、同表を別表第 2 とし、附則の次に次の 1 表を加える。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

生活路線バスの運行路線、運行区間及び運行日

運行路線		運行区間	運行日	
金城路線	雲城美又線	福原集会所から滝原橋を經由する七条までの間	月曜日から金曜日まで	
	雲城久佐線	宇栗口からふれあい会館を經由する七条までの間	月曜日から金曜日まで	
	雲城久佐美又線	追原郷集会所から浄光寺を經由する七条までの間	月曜日から土曜日まで	
	雲城今福線	ふれあい会館から下長屋を經由する七条までの間	火曜日、木曜日及び土曜日	
旭路線	木田線	石見今市から旭温泉を經由する上ノ原までの間	月曜日から土曜日まで	
	戸川線	石見今市から中戸川を經由する泊里原までの間	毎日	
	瑞穂線	旭小学校から都川を經由する瑞穂インターまでの間	月曜日から土曜日まで	
弥栄野原路線	弥栄野原線	弥栄支所から大長見大橋を經由する島根県立大学までの間	月曜日から土曜日まで	
三隅路線	循環線	右回り線	三保三隅駅から三隅支所及び岡見駅を經由する三保三隅駅までの間	月曜日から土曜日まで
		左回り線	三保三隅駅から岡見駅及び三隅支所を經由する三保三隅駅までの間	月曜日から土曜日まで
	地区連絡線	黒沢矢原線	三保三隅駅から三隅支所を經由する上古和までの間	月曜日から土曜日まで
		諸谷平原線	みのり会館から諸谷を經由する三隅支所までの間	金曜日
		白砂西河内線	白砂公民館から三保三隅駅を經由する三隅支所までの間	月曜日及び水曜日
		井野室谷線	井野公民館から上室谷集会所を經由する三隅支所までの間	火曜日

矢原岡 見線	三保三隅駅から矢原集会所を 経由する三保三隅駅までの間	木曜日
黒沢小 原線	三保三隅駅から黒沢集会所を 経由する三保三隅駅までの間	火曜日及び金 曜日
岡見海 老谷線	三保三隅駅から海老谷集会所 を經由する三保三隅駅までの 間	金曜日
井野三 隅線	釜田橋から小原を經由する三 保三隅駅までの間	月曜日から土 曜日まで
周布地 今明線	釜田橋から下今明を經由する 三保三隅駅までの間	月曜日及び木 曜日
石浦小 原線	石浦集会所から小原を經由す る三保三隅駅までの間	水曜日
平原森 溝線	東平原から森溝を經由する三 隅支所までの間	月曜日

備考 運行日が次に掲げる日に該当するときは、生活路線バスを運行しない。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（戸川線、弥栄野原線、循環線、黒沢矢原線及び井野三隅線を除く。）
- (2) 12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日まで

議案第 5 号

浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

浜田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市手数料条例の一部を改正する条例

浜田市手数料条例（平成 17 年浜田市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

別表第 14 第 3 項第 3 号中「53 万円」を「57 万円」に改め、同項第 4 号ア中「83 万円」を「88 万円」に改め、同号イ中「101 万円」を「107 万円」に改め、同号ウ中「112 万円」を「120 万円」に改め、同号エ中「142 万円」を「152 万円」に改め、同号オ中「166 万円」を「178 万円」に改め、同号カ中「388 万円」を「407 万円」に改め、同号キ中「510 万円」を「534 万円」に改め、同号ク中「629 万円」を「649 万円」に改め、同項第 5 号ア中「113 万円」を「118 万円」に改め、同号イ中「134 万円」を「141 万円」に改め、同号ウ中「150 万円」を「158 万円」に改め、同号エ中「183 万円」を「194 万円」に改め、同号オ中「214 万円」を「226 万円」に改め、同号カ中「435 万円」を「455 万円」に改め、同号キ中「557 万円」を「582 万円」に改め、同号ク中「677 万円」を「707 万円」に改め、同項第 6 号ア中「575 万円」を「593 万円」に改め、同号イ中「725 万円」を「747 万円」に改め、同号ウ中「1,070 万円」を「1,090 万円」に改め、同表第 15 項第 3 号ア中「41 万円」を「42 万円」に改め、同号イ中「54 万円」を「56 万円」に改め、同号ウ中「70 万円」を「73 万円」に改め、同号エ中「92 万円」を「96 万円」に改め、同号オ中「104 万円」を「109 万円」に改め、同号カ中「160 万円」を「166 万円」に改め、同号キ中「182 万円」を「190 万円」に改め、同号ク中「203 万円」を「212 万円」に改め、同項第 4 号ア中「49 万円」を「53 万円」に改め、同号イ中「63 万円」を「68 万円」に改め、同号ウ中「99 万円」を「103 万円」に改め、同号エ中「131 万円」を「141 万円」に改め、同号オ中「172 万円」を「178 万円」に改め、同号カ中「332 万円」を「343 万円」に改め、同号キ中「406 万円」を「419 万円」に改め、同号ク中「465 万円」を「480 万円」に改め、同項第 5 号ア中「910 万円」を「932 万円」に改め、同号イ中「1,240 万円」を「1,260 万円」に改め、同号ウ中「1,700 万円」を「1,730 万円」に改め、同表第 17 項第 1 号ア中「31 万円」を「32 万円」に改め、同号イ中「43 万円」を「46 万円」に改め、同号ウ中「72 万円」を「75 万円」に改め、同号エ中「96 万円」を「102 万円」に改め、同号オ中「121 万円」を「130 万円」に改め、同号カ中「295 万円」を「315 万円」に改め、同号キ中「362 万円」を「387 万円」に改め、同号ク中「417 万円」を「446 万円」に改め、同項第 2 号ア中「266 万円」を「269 万円」に改め、同号イ中「319 万円」を「323

万円」に改め、同号ウ中「479万円」を「483万円」に改める。

別表第17第2項中「1万9,000円」を「1万7,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の浜田市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に受け付けた申請に係る手数料について適用し、同日前に受け付けた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 6 号

浜田市市民生活安定化基金条例の制定について

浜田市市民生活安定化基金条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市市民生活安定化基金条例

(設置)

第1条 市民負担の急増の回避及び社会的弱者に対する負担の軽減を図り、もって市民生活の安定に資することを目的として、浜田市市民生活安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 企業立地等による税金、市有財産の有効活用による収入等新たに確保した自主財源の範囲内において、予算に計上する額
- (2) その他予算に計上する額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるほか、第1条の目的達成に必要な財源に充てることができる。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的に充てる場合に限り、処分することができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

浜田市市有財産有効活用推進基金条例の制定について

浜田市市有財産有効活用推進基金条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市市有財産有効活用推進基金条例

(設置)

第1条 市有財産の処分、貸付等当該財産の有効活用を推進することを目的として、浜田市市有財産有効活用推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算に計上する額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるほか、第1条の目的達成に必要な財源に充てることができる。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的に充てる場合に限り、処分することができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について

浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例

浜田市乳幼児等医療費助成条例（平成 17 年浜田市条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「浜州市内」を「市内」に改める。

第 3 条第 1 項中「浜田市」を「市」に改め、「要する費用（」の次に「前条第 1 項第 3 号に掲げる者においては、同号の入院に要する費用に限る。」を加え、「から、医療機関等ごとに 1 月につき対象医療費の 100 分の 10（前条第 1 項第 2 号に掲げる者にあつては、100 分の 30）に相当する額（当該額が次の各号に掲げる乳幼児等の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超える場合は、当該各号に掲げる額。以下「控除額」という。）を控除した額（薬局、柔道整復施術所、はり・きゅう及びあんま・マッサージ施術所、治療用装具製作所又は訪問看護ステーションにおいて療養又は医療を受けた場合にあつては、本人負担額の全額。」を「について、次の各号に掲げる乳幼児等の区分に応じ、当該各号に定める額（」に改め、同項後段を削り、同項各号を次のように改める。

(1) 前条第 1 項第 1 号に掲げる者 本人負担額の全額

(2) 前条第 1 項第 2 号に掲げる者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 病院又は診療所において療養又は医療を受けた場合 本人負担額から病院又は診療所ごとに 1 月につき対象医療費の 100 分の 30 に相当する額（当該額が入院について 2,000 円を超える場合は 2,000 円、入院外について 1,000 円を超える場合は 1,000 円）を控除した額

イ 薬局、柔道整復施術所、はり・きゅう及びあんま・マッサージ施術所、治療用装具製作所又は訪問看護ステーションにおいて療養又は医療を受けた場合 本人負担額の全額

(3) 前条第 1 項第 3 号に掲げる者 本人負担額から病院又は診療所ごとに 1 月につき対象医療費の 100 分の 10 に相当する額（当該額が 15,000 円を超える場合は、15,000 円）を控除した額

第 3 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の事由があると認めるときは、控除する額を減額することができるものとする。

第 6 条第 3 項中「浜田市」を「市」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の浜田市乳幼児等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

議案第 9 号

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年浜田市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第 11 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 10 号

浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

浜田市放課後児童クラブ条例（平成 17 年浜田市条例第 133 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表杉の子学級放課後児童クラブの項中「50 人」を「40 人」に改め、同表杉の子第 2 学級放課後児童クラブの項の次に次のように加える。

杉の子第 3 学級放課後児童クラブ	浜田市黒川町 3738 番地 4	40 人
-------------------	------------------	------

第 2 条の表今市児童クラブの項中「20 人」を「40 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 11 号

浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり
条例の制定について

浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条
例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり 条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 不当な差別的取扱いの禁止（第8条・第9条）

第3章 合理的配慮の推進の取組（第10条・第11条）

第4章 差別等事案を解決するための仕組み（第12条—第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

全ての市民は、かけがえのない個人として尊重されるものであり、市民一人ひとりが、障がいの有無にかかわらず、その人らしく豊かに生きる権利を有している。

しかしながら、障がいのある人は、周囲の理解不足、誤解、偏見等により不利益な取扱いを受け、また、障がいに対する配慮が十分ではないために日常生活の様々な場面で生きづらさを感じる状況に置かれることがある。

このような状況を踏まえ、私たちには、障がいのある人に対する様々な障壁を取り除き、いかなる不当な差別的取扱いも無くす取組が求められている。

ここに、私たちは、障がいのある人が、障がいのない人と等しく、基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に安心して生きることができるとのまちの実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障がいを理解し、障がいのある人への不当な差別的取扱いを無くすことに関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障がいのある人も障がいのない人も共に安心して生きることができるとのまちの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい

を含む。) その他の心身の機能の障がい (以下「障がい」と総称する。) がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 合理的配慮 障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としていることが認識できる場合において、障がいのある人が障がいのない人 (障がいのある人以外の者をいう。以下同じ。) と同等の権利の行使又は利益の享受ができるようにするため、その実施が過重な負担とならない範囲で、障がいのある人の意向を尊重しながら行う、必要かつ合理的な現状の変更又は調整をいう。

(4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障がいを理由として、障がいのない人と異なる不利益な取扱いをすること又は合理的配慮を怠ることをいう。

(5) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。

(6) 市民 市内に居住し、又は滞在する者 (通勤又は通学をする者を含む。) をいう。

(基本理念)

第3条 不当な差別的取扱いのない共生社会を実現するため、全ての人は等しく基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられなければならない。

2 社会全体で相互理解の推進と合理的配慮に取り組み、障がいの有無にかかわらず、誰もが平等に参加できる社会を作らなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念 (以下「基本理念」という。) にのっとり、障がいのある人への不当な差別的取扱いを無くすための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 市は、不当な差別的取扱いを無くすための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 不当な差別的取扱いの禁止

(不当な差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、障がいのある人、その家族等に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(相互理解の推進)

第9条 市、事業者及び市民は、不当な差別的取扱いを無くすため、障がい及び障がいのある人について相互に理解を深めなければならない。

2 市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。

第3章 合理的配慮の推進の取組

(合理的配慮の推進の取組)

第10条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、合理的配慮をしなければならない。

- (1) 不特定多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む。）を供用する場合
- (2) 意思疎通を図る場合又は不特定多数の者に情報を提供する場合
- (3) 労働者の募集、採用又は労働条件を決定する場合
- (4) 教育を行う場合
- (5) 保育を行う場合
- (6) 療育を行う場合
- (7) その他社会的障壁となつて、障がいのある人に対し、日常生活又は社会生活に相当な制限を与えている場合

2 事業者は、前項各号に掲げる場合には、合理的配慮をするよう努めなければならない。

3 市民は、第1項各号に掲げる場合には、合理的配慮をするよう努めるものとする。

(合理的配慮等の評価)

第11条 市は、この条例に基づく相互理解の推進及び合理的配慮の取組状況の評価を行わなければならない。

2 市長は、共生社会の実現に向け、障がい及び障がいのある人に対する理

解を広げ、不当な差別的取扱いを無くすため市民の模範となる行為をしたと認める者を表彰することができる。

第4章 差別等事案を解決するための仕組み

(相談)

第12条 障がいのある人、その家族その他関係者は、市に対し、不当な差別的取扱いに該当すると思われる事案（以下「差別等事案」という。）について、相談をすることができる。

2 市は、前項の相談があった場合は、必要に応じ、当該差別等事案に係る次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 事実の確認及び調査
- (2) 必要な助言及び情報提供
- (3) 関係者間の調整

(あっせんの申立て)

第13条 障がいのある人は、差別等事案がある場合は、市長に対し、当該差別等事案を解決するために必要なあっせんを行うよう申し立てることができる。

2 障がいのある人の家族その他関係者は、前項の規定による申立てをすることができる。ただし、障がいのある人の意に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。

(調査)

第14条 市長は、前条の規定による申立てがあった場合は、当該申立てに係る事実について調査を行うものとする。この場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(あっせん)

第15条 市長は、第13条の規定による申立てがあった場合は、浜田市障がい者差別解消推進委員会に対し、あっせんを行うことの適否について諮問するものとする。

2 浜田市障がい者差別解消推進委員会は、前項のあっせんを行うことの適否の判断を行う場合において、当該差別等事案に係る障がいのある人その他関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、浜田市障がい者差別解消推進委員会があっせんを行うことが適当と認めた場合は、当該差別等事案に係る障がいのある人その他関係者に対し、あっせんを行うものとする。

(勧告)

第 16 条 市長は、前条第 3 項の規定によりあっせんを行った場合において、不当な差別的取扱いをしたと認められる者が、正当な理由なく当該あっせんに従わないときは、当該あっせんに従うよう勧告することができる。

(公表)

第 17 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、当該公表に係る者に対し、あらかじめその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(浜田市障がい者差別解消推進委員会の設置)

第 18 条 障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを無くすための取組を効果的かつ円滑に行うため、浜田市障がい者差別解消推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事項)

第 19 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第 15 条第 1 項の規定による諮問に応じ、差別等事案に係るあっせんの申立てについて調査審議し、市長に答申すること。
- (2) 第 11 条第 2 項の規定による表彰に係る選考について、市長に意見を述べること。
- (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項及び第 3 項に規定する事務に関すること。

(委員会の委員)

第 20 条 委員会の委員は、10 人以内とする。

2 委員は、障がいのある人、障がいのある人への不当な差別的取扱いに関し優れた識見を有する者その他の市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は、妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、

規則で定める。

第 5 章 雑則

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。
(浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 20 年浜田市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。
別表浜田市保健医療福祉協議会委員の項の次に次のように加える。

浜田市障がい者差別解消推進委員会委員	〃	6,000 円
--------------------	---	---------

議案第 12 号

浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

浜田市国民健康保険条例（平成 17 年浜田市条例第 151 号）の一部を次のように改正する。

目次中「浜田市が行う国民健康保険」を「市が行う国民健康保険の事務」に、「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第 1 章の章名を次のように改める。

第 1 章 市が行う国民健康保険の事務

第 1 条の見出し中「浜田市」を「市」に改め、「国民健康保険」の次に「の事務」を加え、同条中「浜田市」を「市」に改め、「国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「定が」を「定めが」に改める。

第 2 章の章名を次のように改める。

第 2 章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第 2 条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「浜田市国民健康保険運営協議会」に改め、同条各号列記以外の部分中「国民健康保険運営協議会（」を「浜田市国民健康保険運営協議会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 11 条第 2 項に定める協議会をいう。」に改め、「の各号」を削り、同条第 1 号から第 3 号までの規定中「6 人」を「5 人」に改め、同条第 4 号中「3 人」を「2 人」に改める。

第 6 条第 4 号中「国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第 11 条中「この市」を「市」に改める。

第 14 条の 2 中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第 29 条の 7 第 1 項」を「第 29 条の 7 第 1 項第 1 号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「同項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「同項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「同号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第 14 条の 3 第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪

問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額の合算額

- イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の 7 第 1 項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（島根県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、島根県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額
 - ウ 法第 81 条の 2 第 4 項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
 - エ 法第 81 条の 2 第 9 項第 2 号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額
 - オ 保健事業に要する費用の額
 - カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに島根県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（島根県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
- ア 法第 74 条の規定による補助金の額
 - イ 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（島根県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高

齡者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 70 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

第 18 条第 1 項第 2 号中「初日」を「前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度」に、「数」を「数等を勘案して算定した数」に改め、同項第 3 号ア中「初日」を「前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度」に、「世帯の」を「世帯の数等を勘案して算定した」に改める。

第 18 条の 6 中「54 万円」を「58 万円」に改める。

第 18 条の 6 の 2 第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(島根県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、島根県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金

を除く。)の額

第18条の6の6第1項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「数」を「数等を勘案して算定した数」に改め、同項第3号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「属する世帯の」の次に「数等を勘案して算定した」を加える。

第18条の7第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（島根県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第18条の11第1項第2号及び第3号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「数」を「数等を勘案して算定した数」に改める。

第22条第1項各号列記以外の部分中「54万円」を「58万円」に改め、同項第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改め、同条第2項中「(同項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額)」及び「(第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額)」を削り、同条第3項及び第4項中「54万円」を「58万円」に改める。

第27条の3第2項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条各号の改

正規定は、平成 31 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 6 章の規定は、平成 30 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 29 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 13 号

浜田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

浜田市後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年浜田市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 55 条第 1 項」の次に「(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第 55 条第 1 項）」に改め、同条第 3 号中「第 55 条第 2 項第 1 号」の次に「(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第 4 号中「第 55 条第 2 項第 2 号」の次に「(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、「行った同号」を「行った法第 55 条第 2 項第 2 号」に改め、同条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者
附則第 3 項の前の見出し、同項及び第 4 項を削る。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 14 号

浜田市地域集会施設等条例の一部を改正する条例について

浜田市地域集会施設等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市地域集会施設等条例の一部を改正する条例

浜田市地域集会施設等条例（平成 17 年浜田市条例第 164 号）の一部を次のように改正する。

別表本郷生活改善センターの項、来尾集会所の項及び多目的研修集会施設越木集会所の項を削り、同表大谷地区活性化施設八幡センターの項中「三隅町井野 8675 番地 4」を「三隅町井野ハ 675 番地 4」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表大谷地区活性化施設八幡センターの項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 15 号

浜田市林業地域給水施設条例を廃止する条例について

浜田市林業地域給水施設条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市林業地域給水施設条例を廃止する条例

浜田市林業地域給水施設条例（平成 17 年浜田市条例第 196 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 16 号

浜田市広島 P R センター条例を廃止する条例について

浜田市広島 P R センター条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市広島P Rセンター条例を廃止する条例

浜田市広島P Rセンター条例（平成 17 年浜田市条例第 210 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

浜田市美又温泉会館条例の一部を改正する条例について

浜田市美又温泉会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市美又温泉会館条例の一部を改正する条例

浜田市美又温泉会館条例（平成 17 年浜田市条例第 213 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「別紙第 1」を「別表第 1」に改める。

第 14 条本文中「第 7 条の」、「第 12 条の」及び「(以下「使用料等」という。)」を削り、同条ただし書中「(以下「入湯者」という。)」を削り、「以下「使用者等」を「以下これらを「使用者等」に改める。

第 15 条各号列記以外の部分中「以下」の次に「これらを」を加え、同条第 3 号中「使用」を「使用等」に改める。

第 16 条第 1 項第 2 号中「若しくは」を「又は」に改める。

第 17 条中「若しくは」を「又は」に改める。

第 18 条中「を使用等し、若しくは」を「の使用等をし、又は」に、「あるいは」を「若しくは」に改める。

第 19 条中「若しくは第 15 条第 1 項」を「又は第 16 条第 1 項」に、「使用等した」を「使用等をした」に、「若しくは搬入した」を「又は搬入した」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条及び第 14 条から第 19 条までの改正規定は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 7 条関係）

入湯料

区分	入湯券（1 回分）	回数券（11 回分）	定期券（1 か月分）
大人（高校生以上）	350 円	3,500 円	3,500 円
小中学生	200 円	2,000 円	1,500 円

別表第 2 (第 12 条関係)

使用料

区分		基本使用料 (4 時間まで)	追加使用料 (4 時間を超える 1 時間までごとに)
全館		7,020 円	1,728 円
大室	占有使用	5,400 円	1,404 円
	個人使用	1 人 1 回につき 360 円	
小室		864 円	216 円

議案第 18 号

浜田市都市公園条例の一部を改正する条例について

浜田市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市都市公園条例の一部を改正する条例

浜田市都市公園条例（平成 17 年浜田市条例第 222 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 条の 6」を「第 3 条の 7」に改める。

第 1 章の 2 中第 3 条の 6 の次に次の 1 条を加える。

（公園施設に関する制限）

第 3 条の 7 令第 8 条第 1 項の規定により条例で定める割合は、100 分の 50 とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 19 号

浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について

浜田市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市営住宅条例の一部を改正する条例

浜田市営住宅条例（平成 17 年浜田市条例第 247 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号及び第 9 号を次のように改める。

(8) 市営住宅建替事業 市営住宅に係る法第 2 条第 15 号に規定する公営住宅建替事業をいう。

(9) 市営住宅の借上げ 市営住宅に係る法第 2 条第 6 号に規定する公営住宅の借上げをいう。

第 5 条第 3 号中「公営住宅」を「市営住宅」に改め、同条第 4 号中「公営住宅建替事業」を「市営住宅建替事業」に、「公営住宅の」を「市営住宅の」に改める。

第 7 条第 1 項中「公営住宅」を「市営住宅」に改める。

第 12 条第 1 項中「法規則第 10 条の定めるところにより」を削り、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしてはならない。ただし、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第 6 条第 1 項第 2 号に規定する金額を超える場合

(2) 当該入居者が法第 32 条第 1 項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する場合

第 13 条第 1 項中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

第 14 条第 1 項本文中「次条第 4 項」を「同条第 4 項」に、「第 29 条」を「第 4 項、第 29 条及び第 31 条第 3 項」に、「基づき」を「応じ」に改め、同項ただし書中「入居者からの」を「次条第 1 項の規定による」に、「請求を」を「報告の請求を」に改め、「近傍同種の」の次に「住宅の」を加え、同条に次の 1 項を加える。

4 市営住宅の入居者（法規則第 8 条に定める者に限る。）が次条第 1 項の規定による収入の申告をすること及び第 36 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、法規則第

9 条に規定する方法により把握した当該入居者の収入に基づき次条第 3 項の規定により認定した収入に応じ、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第 2 条に規定する方法により算出した額とする。

第 15 条第 2 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同条第 3 項中「申告」の次に「又は法規則第 9 条に規定する方法により把握した収入（前条第 4 項の入居者が前項の規定による収入の申告をすること及び第 36 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認める場合に限る。）」を加える。

第 31 条第 1 項中「、収入超過者」を「収入超過者」に改め、同条第 3 項中「第 1 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 14 条第 4 項の入居者が第 1 項の規定に該当する場合において、第 15 条第 1 項の規定による収入の申告をすること及び第 36 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、第 14 条第 4 項及び前項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、法規則第 9 条に規定する方法により把握した当該入居者の収入に基づき第 15 条第 3 項の規定により認定した収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第 8 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 2 項に規定する方法により算出した額とする。

第 33 条第 1 項中「第 14 条第 1 項及び第 31 条第 1 項」を「第 14 条第 1 項及び第 4 項並びに第 31 条第 1 項及び第 3 項」に改める。

第 35 条第 1 項中「公営住宅」を「市営住宅」に改め、同条第 2 項中「公営住宅建替事業」を「市営住宅建替事業」に改める。

第 36 条第 1 項中「第 14 条第 1 項、第 31 条第 1 項」を「第 14 条第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項若しくは第 3 項」に、「第 31 条第 3 項」を「第 31 条第 4 項」に改める。

第 37 条の見出し中「建替事業」を「市営住宅建替事業」に改め、同条第 1 項中「公営住宅建替事業」を「市営住宅建替事業」に改める。

第 39 条の見出し中「公営住宅建替事業」を「市営住宅建替事業」に改め、同条中「公営住宅」を「市営住宅」に、「第 14 条第 1 項、第 31 条第 1 項」を「第 14 条第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項若しくは第 3 項」に、「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

第 40 条の見出し中「公営住宅」を「市営住宅」に改め、同条中「公営住宅」を「市営住宅」に、「第 14 条第 1 項、第 31 条第 1 項」を「第 14 条第 1

項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項若しくは第 3 項」に、「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

第 46 条第 1 項中「改良住宅」を「改良住宅」に改める。

第 47 条を次のように改める。

(改良住宅及び地区施設の管理等)

第 47 条 改良住宅及び地区施設の管理等について、第 45 条第 1 項に規定する者が入居する場合においては、前 2 条に定めるもののほか、第 11 条から第 13 条まで、第 15 条から第 20 条まで、第 21 条 (第 2 項を除く。)、第 22 条から第 28 条まで、第 29 条 (第 2 項を除く。)、第 30 条、第 31 条、第 34 条、第 36 条、第 40 条、第 41 条、第 42 条 (第 1 項第 6 号及び第 7 号、第 5 項並びに第 6 項を除く。)、第 43 条及び第 44 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定 (第 36 条第 1 項を除く。) 中「市営住宅」とあるのは「改良住宅」と、「共同施設」とあるのは「地区施設」と、第 12 条第 2 項第 1 号中「第 6 条第 1 項第 2 号」とあるのは「第 45 条第 2 項後段の規定により読み替えられた第 6 条第 1 項第 2 号」と、第 17 条第 1 項中「第 32 条第 1 項又は第 37 条第 1 項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第 42 条第 1 項」とあるのは「第 42 条第 1 項 (第 6 号及び第 7 号を除く。)」と、第 29 条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「第 1 項」と、第 36 条第 1 項中「第 31 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは第 33 条第 1 項」とあるのは「若しくは第 31 条第 1 項若しくは第 3 項」と、「第 31 条第 4 項又は第 33 条第 3 項」とあるのは「第 31 条第 4 項」と、「家賃若しくは金銭」とあるのは「家賃」と、「第 32 条第 1 項の規定による明渡しの請求、第 34 条の規定によるあっせん等又は第 38 条の規定による市営住宅への入居等の措置」とあるのは「又は第 34 条の規定によるあっせん等」と、第 40 条中「市長は、法第 44 条第 3 項の規定による」とあるのは「市長は、」と、「第 31 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 33 条第 1 項」とあるのは「又は第 31 条第 1 項若しくは第 3 項」と読み替えるものとする。

2 改良住宅及び地区施設の管理等について、第 45 条第 2 項に規定する者が入居する場合においては、前 2 条に定めるもののほか、第 4 条、第 5 条 (第 3 号を除く。)、第 6 条、第 7 条、第 8 条 (第 3 項を除く。)、第 9 条から第 13 条まで、第 15 条から第 20 条まで、第 21 条 (第 2 項を除く。)、第 22 条から第 34 条まで、第 35 条第 1 項、第 36 条、第 40 条、第 41 条、第 42 条 (第 1 項第 7 号、第 5 項及び第 6 項を除く。)、第 43 条及び第 44 条の規定

を準用する。この場合において、これらの規定（第 7 条第 1 項、第 35 条第 1 項及び第 36 条第 1 項を除く。）中「市営住宅」とあるのは「改良住宅」と、「共同施設」とあるのは「地区施設」と、第 7 条第 1 項中「市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により、当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅」とあるのは「改良住宅の用途の廃止により、当該改良住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の改良住宅」と、第 12 条第 2 項第 1 号中「第 6 条第 1 項第 2 号」とあるのは「第 45 条第 2 項後段の規定により読み替えられた第 6 条第 1 項第 2 号」と、第 17 条第 1 項中「第 32 条第 1 項又は第 37 条第 1 項」とあるのは「第 32 条第 1 項」と、「第 42 条第 1 項」とあるのは「第 42 条第 1 項（第 7 号を除く。）」と、第 35 条第 1 項中「市営住宅に」とあるのは「改良住宅に」と、「市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第 44 条第 3 項の規定による市営住宅」とあるのは「改良住宅」と、第 36 条第 1 項中「、第 34 条の規定によるあっせん等又は第 38 条の規定による市営住宅への入居等の措置」とあるのは「又は第 34 条の規定によるあっせん等」と、第 40 条中「市長は、法第 44 条第 3 項の規定による」とあるのは「市長は、」と読み替えるものとする。

第 58 条第 1 項中「第 14 条第 1 項、第 31 条第 1 項」を「第 14 条第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項若しくは第 3 項」に改め、同条第 2 項後段を削り、同条第 3 項中「第 58 条第 1 項」を「、第 58 条第 1 項」に改める。

第 59 条中「第 14 条第 1 項、第 31 条第 1 項」を「第 14 条第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項若しくは第 3 項」に、「第 31 条第 3 項」を「第 31 条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 20 号

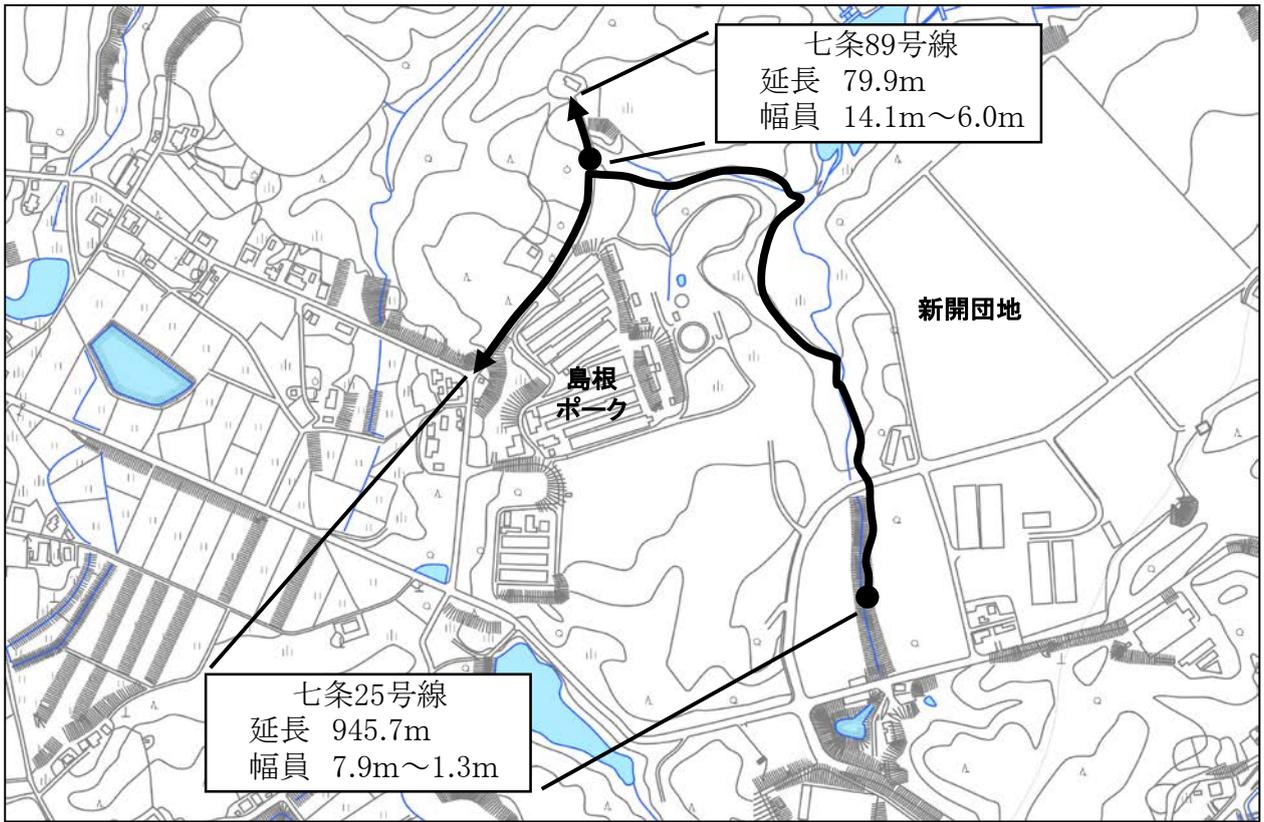
市道路線の廃止について

次のとおり市道の路線を廃止することについて、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 22 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

廃止



議案第 21 号

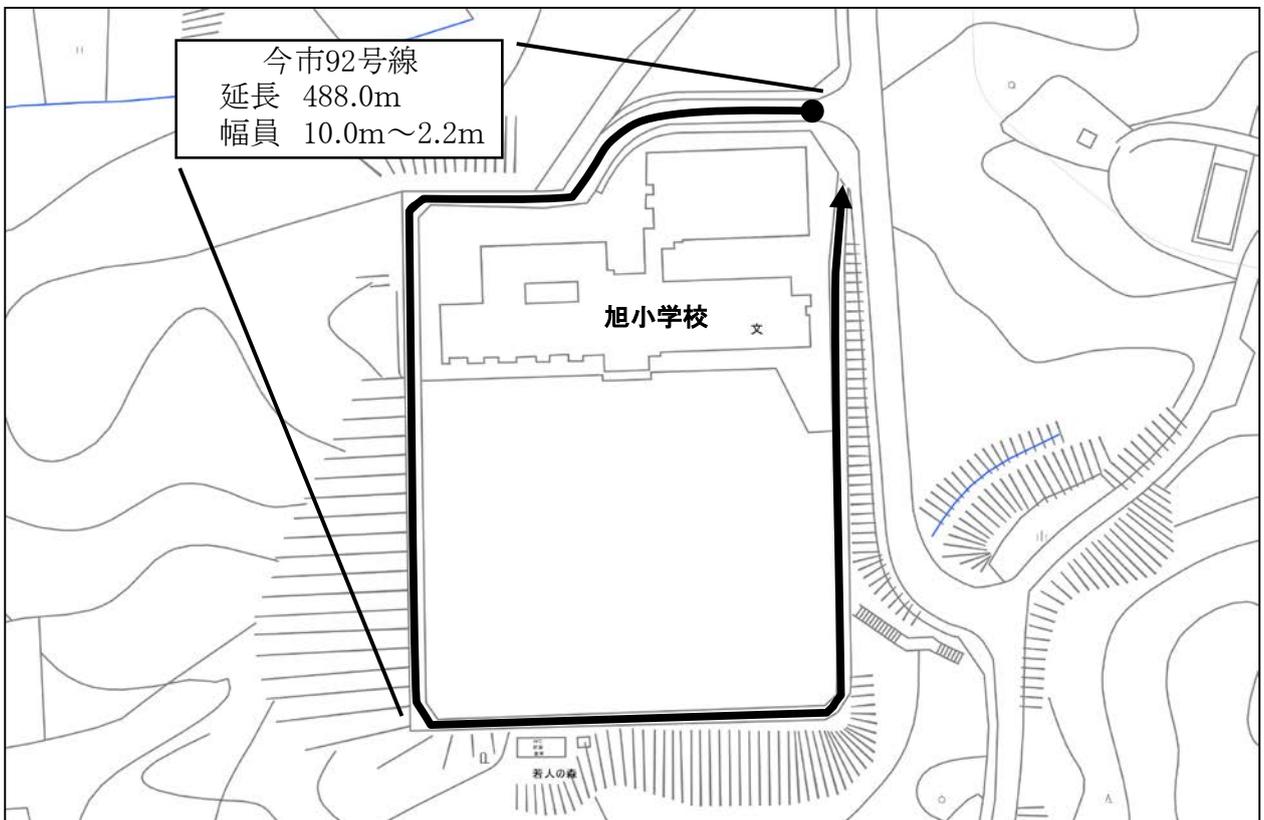
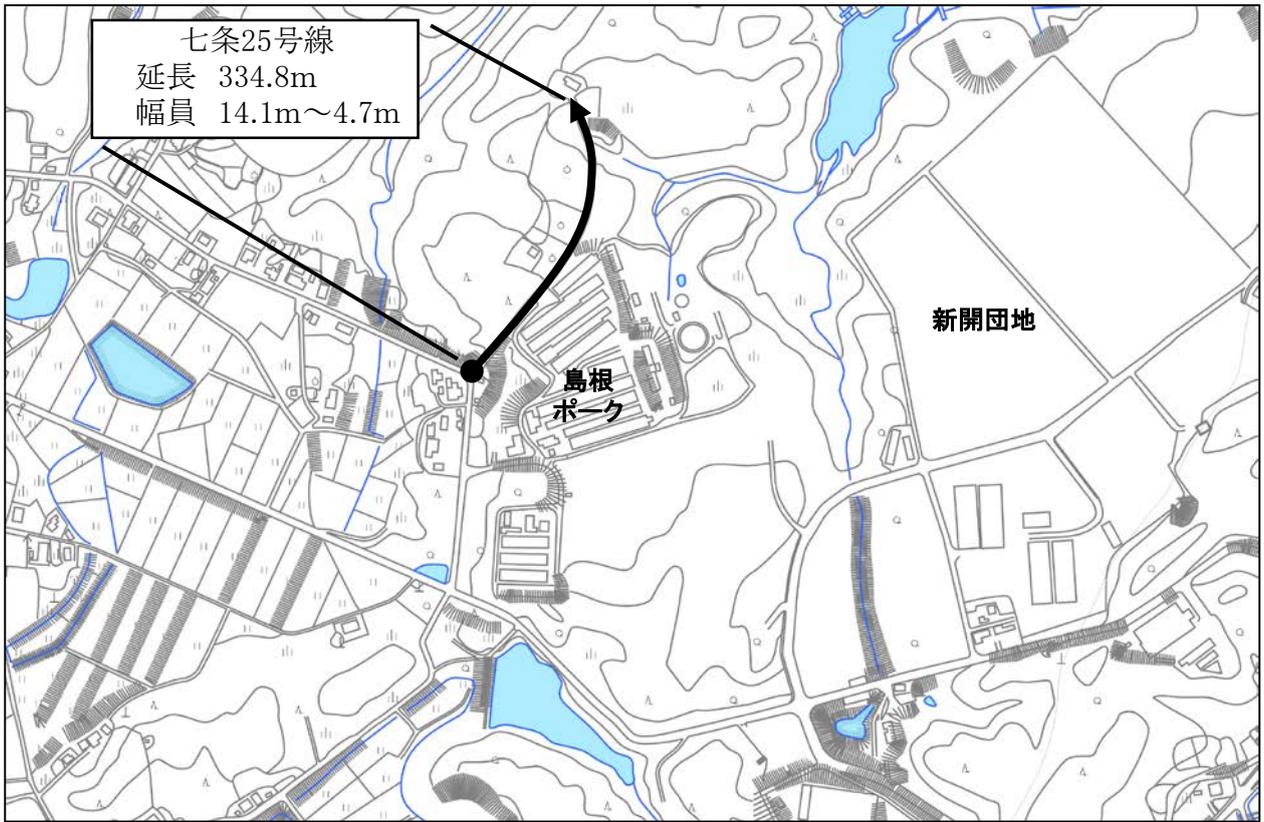
市道路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 22 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認 定



議案第 22 号

浜田市過疎地域自立促進計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定により、浜田市過疎地域自立促進計画を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 22 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市過疎地域自立促進計画（変更）

都道府県名 島根県

市町村名 浜田市

区 分	変 更 前	変 更 後			備考						
7.教育の振興		37 頁表中 18 行目に次の事業を追加します。 <table border="1" data-bbox="1030 603 2000 751"> <thead> <tr> <th data-bbox="1030 603 1319 651">事業名</th> <th data-bbox="1319 603 1751 651">事業内容</th> <th data-bbox="1751 603 2000 651">事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1030 651 1319 751">(3)体育施設</td> <td data-bbox="1319 651 1751 751">ラ・ペアーレ浜田改修事業</td> <td data-bbox="1751 651 2000 751">浜田市</td> </tr> </tbody> </table>			事業名	事業内容	事業主体	(3)体育施設	ラ・ペアーレ浜田改修事業	浜田市	
事業名	事業内容	事業主体									
(3)体育施設	ラ・ペアーレ浜田改修事業	浜田市									

同意第 1 号

浜田市教育委員会教育長の任命について

浜田市教育委員会教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 30 年 2 月 22 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

住 所	省 略
職 業	地方公務員
氏 名	石 本 一 夫
生年月日	省 略

(参 考)

前任者 石 本 一 夫 (平成 30 年 3 月 31 日まで)

任 期 3 年

根拠法 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 5 条第 1 項

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 2 月 22 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり定める。

平成 29 年 12 月 25 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定

市道施設に係る事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 45,684 円

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 2 月 22 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり定める。

平成29年12月26日 専決

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定

草刈作業中の事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 62,000 円